

公的資金補償金免除繰上償還に係る公営企業経営健全化計画

I 基本的事項

1 事業の概要

特別会計名：下水道事業特別会計

事業名	公共下水道事業		
事業開始年月日	昭和54年2月27日	地方公営企業法の適用・非適用	<input type="checkbox"/> 適用 <input checked="" type="checkbox"/> 非適用
団体名	滝沢村	職員数 (H22. 4. 1現在)	7人
構成団体名			
健全化判断比率の状況	<input type="checkbox"/> 財政再生基準以上 <input type="checkbox"/> 早期健全化基準以上 <input type="checkbox"/> 経営健全化基準以上		
	計画期間：		

注1 「特別会計名」欄には、「実施要綱」の2において、補償金免除繰上償還の対象とされた公営企業債のうち、繰上償還を希望する公営企業債に係る事業の属する特別会計の名称を記入すること。

2 「事業開始年月日」欄は、「地方公営企業決算状況調査」における「施設及び業務概況に関する調」中の「事業開始年月日」又は「供用開始年月日」（工業用水道事業にあっては「供給開始（予定）年月日」）を記入すること。なお、一の特別会計において複数の事業を行っている場合には、当該年月日が最も早い（古い）ものに係る年月日を記入すること。

3 事業を実施する団体が一部事務組合等（一部事務組合、広域連合及び企業団をいう。以下同じ。）の場合は、「団体名」欄に一部事務組合等の名称を記入し、「構成団体名」欄にその構成団体名を列記すること。

4 「職員数」欄には、平成22年4月1日における常時雇用職員数について記入すること。なお、当該職員数については、「地方公営企業決算状況調査」における「施設及び業務概況に関する調」中の「職員数」の範囲と同一（ただし、集計時点・集計単位は異なる。）のものであること。また、複数事業にまたがって勤務している職員がいる場合は、当該職員の所掌事務、給与の負担状況等により区分して記入すること。

5 「健全化判断比率の状況」欄については、繰上償還を実施しようとする年度において当該団体の健全化判断比率又は当該公営企業の資金不足比率が財政再生基準、早期健全化基準又は経営健全化基準以上である場合、該当するものをチェックすること。その場合には、財政再生計画、財政健全化計画又は経営健全化計画の計画期間を併せて記入すること（複数の項目に該当する場合は、該当する項目全てをチェックし、策定している全ての計画の計画期間を記入すること。）。)

2 財政指標等

資本費	132.4円（21年度）	財政力指数	0.61（21年度）
資金不足比率（健全化法）（%）	0%（21年度）	財政力指数（臨財債振替前）	-（-年度）
経常収支比率（%）	85.9%（21年度）	実質公債費比率（%）	10.8%（22年度）
		将来負担比率（%）	64.5%（21年度）

注1 資本費については、平成20年度又は平成21年度の数値を記入することとし、財政力指数、実質公債費比率、経常収支比率及び将来負担比率については、当該事業の経営主体である地方公共団体の数値を記入すること。

この場合、財政力指数及び実質公債費比率については、平成21年度又は平成22年度の数値を、経常収支比率及び将来負担比率については、平成20年度又は平成21年度の数値をそれぞれ記入することとし、これら以外の数値については、直近の地方財政状況調査及び公営企業決算状況調査の報告（又は報告を予定している）数値を記入すること。

なお、当該事業が一部事務組合等により経営されている場合は、財政力指数、実質公債費比率、経常収支比率及び将来負担率については、その構成団体の各数値を加重平均したものを記入すること（ただし、一部事務組合等の構成団体に財政力指数1.0以上の団体がある場合には、構成団体の中で最も低い財政力指数の団体の数値を記入すること。）。)

また、一部事務組合等に係る将来負担率については、各構成団体の将来負担率を各構成団体の団体区分ごとに別表1の基準1で除し、それにより得た数値を将来負担率算出における分母の額に応じて加重平均したものを記入すること。

2 財政指標については、条件該当年度を（ ）内に記入すること。また、財政力指数以外の財政指標については、数値相互間で年度（地方財政状況調査等における年度）を混在して使用することがないよう留意すること。

3 財政力指数（臨財債振替前）については、財政力指数が1.0以上の団体で、臨時財政対策債振替前の基準財政需要額を用いて算出した場合の財政力指数が1.0を下回る場合についてのみ記入すること。この場合には、補足様式1を作成し添付すること。なお、一部事務組合等については本欄の記入は不要であること。

4 「資金不足比率（健全化法）」欄には、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条の規定に基づいて算出した率が経営健全化基準以上である場合に、当該率を記入すること。

5 注1に関連して、一部事務組合等については、補足様式2を作成し添付すること。

3 合併市町村等における公営企業の統合等の内容

<input type="checkbox"/> 新法による合併市町村、合併予定市町村における公営企業の統合等の内容
<input type="checkbox"/> 旧法による合併市町村における公営企業の統合等の内容
<input checked="" type="checkbox"/> 該当なし
[合併期日：平成〇年〇月〇日 合併前市町村：]

注1 「新法による合併市町村、合併予定市町村」とは、市町村の合併の特例に関する法律（平成16年法律第59号）第2条第2項に規定する合併市町村及び同条第1項に規定する市町村の合併をしようとする市町村で地方自治法（昭和22年法律第67号）第7条第7項の規定による告示のあったものをいう。

2 「旧法による合併市町村」とは、旧市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第2条第2項に規定する合併市町村（平成7年4月1日以後に同条第1項に規定する市町村の合併により設置されたものに限る。）をいう。

3 にレを付けた上で、市町村合併に伴い実施（予定）の公営企業会計の統合、組織の統合その他公営企業の経営の合理化施策の内容を記入すること。

4 公営企業経営健全化計画の基本方針等

区分	内容
計画名	滝沢村公共下水道事業経営健全化計画
計画期間	平成22年度～平成26年度
計画策定責任者	滝沢村長 柳村 典秀
既存計画との関係	滝沢村集中改革プラン（加速アクションプラン）（平成19年度～平成24年度）
公表の方法等	当該計画が国等に認められた後、予算計上を12月（又は3月）議会に提案する時点において議会に説明し、予算の議決後において、住民には滝沢村ホームページにより公表する。
基本方針	当村では、平成14年度以前から組織機構の見直しや事務の効率化等の組織全体の改革を継続して実施しており、今後も継続して改革を進めていくことを前提とし、本計画を策定する。

II 財務状況の分析

区 分	内 容
財務上の特徴	<p>整備事業実施により、水洗化人口の増による使用料収入が増加傾向にある。</p> <p>(人口が集中している) 整備計画区域が分散しているため、整備費用が割高である。</p>
経営課題	<p>課 題 ① 水洗化率の維持</p> <p>整備事業実施に伴い処理区域内人口の増加により水洗化率の低下が懸念される。</p> <p>また、「平成17年度下水道事業経営指標・下水道使用料の概要(総務省)の「事業別・累計別平均値」による同事業同規模の分類で同じ北上川上流域下水道(都南処理区)である矢巾町と比較すると「93.5%」に対し、当村では「88.6%」である。</p> <p>よって、今後一層の水洗化率の向上を図る必要がある。</p>
	<p>課 題 ② 施設の延命化</p> <p>下水道施設の施設・設備について、大規模補修等多額の経費がかからないように点検を実施するとともに部分補修を実施する。</p>
	<p>課 題 ③ 収納率の維持</p> <p>整備事業実施に伴い水洗便所設置済人口の増加により収納率の低下が懸念されるため、継続して収納率の向上を図る必要がある。</p>
	<p>課 題 ④ 下水道使用量単価の値上げ</p> <p>現在、下水道使用料は20㎡当たり2,310円であるため、平成26年度に5%前後の使用料金を引き上げる計画である。</p>
	留意事項

注1 「財務上の特徴」欄は、事業環境や地域特性等を踏まえて記入すること。また、経営指標等について経年推移や類似団体との水準比較などを行い、各自工夫の上説明すること。

2 「経営課題」欄は、料金水準の適正化、資産の有効活用、給与水準・定員管理の適正合理化、維持管理費等サービス供給コストの節減合理化、資本投下の抑制、民間的経営手法等の導入等、団体が認識する経営上の課題について、優先度の高いものから順に記入する。また、経営課題と認識する理由を類似団体等との比較を交えながら具体的に説明すること。

3 「留意事項」欄は、「経営課題」で取り上げた項目の他に、経営に当たって補足すべき事項を記入すること。

4 必要に応じて行を追加して記入すること。

Ⅲ 今後の経営状況の見通し（②法非適用企業）

（1）収益的収支、資本的収支

（単位：百万円、％）

年 度		平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	
		（計画前5年度） （ 決 算 ）	（計画前4年度） （ 決 算 ）	（計画前3年度） （ 決 算 ）	（計画前々年度） （ 決 算 ）	（計画前年度） （ 決 算 見 込 ）	（計画初年度）	（計画第2年度）	（計画第3年度）	（計画第4年度）	（計画第5年度）	
収益的 収支	収益的 収入	1 総 収 益 (A)	390	413	442	420	591	592	566	564	572	583
		(1) 営 業 収 益 (B)	328	343	356	368	388	387	386	387	388	399
		ア 料 金 収 入	314	328	341	352	373	372	372	373	374	385
		イ 受 託 工 事 収 益 (C)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		ウ そ の 他	(14)	(15)	(15)	(16)	(15)	(15)	(14)	(14)	(14)	(14)
		(2) 営 業 外 収 益	62	70	86	52	203	205	180	177	184	184
	ア 他 会 計 繰 入 金	62	70	84	49	201	205	180	177	184	184	
	イ そ の 他	0	0	2	3	2	0	0	0	0	0	
	2 総 費 用 (D)	382	406	402	401	437	426	426	424	432	443	
	(1) 営 業 費 用	196	222	220	227	269	260	267	271	278	287	
	ア 職 員 給 与 費	24	27	27	26	26	22	22	22	22	22	
	ウ ち 退 職 手 当	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	イ そ の 他	172	195	193	201	243	238	245	249	256	265	
	(2) 営 業 外 費 用	186	184	182	174	168	166	159	153	154	156	
	ア 支 払 利 息	(7)	(7)	(6)	(6)	(6)	(6)	(5)	(5)	(5)	(5)	
ウ ち 一 時 借 入 金 利 息	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
イ そ の 他	2	1	1	1	0	1	2	1	1	1		
3 収 支 差 引 (A)-(D) (E)	8	7	40	19	154	166	140	140	140	140		
資本的 収支	資本的 収入	1 資 本 的 収 入 (F)	901	868	845	668	528	426	685	629	737	582
		(1) 地 方 債	357	270	351	146	279	180	362	253	287	195
		資 本 費 平 準 化 債	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		(2) 他 会 計 補 助 金	283	277	245	287	146	160	181	192	209	222
		(3) 他 会 計 借 入 金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		(4) 固 定 資 産 売 却 代 金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		(5) 国（都道府県）補助金	186	259	174	196	58	55	118	152	199	138
		(6) 工 事 負 担 金	67	58	75	38	45	31	24	32	42	27
	(7) そ の 他	8	4	0	1	0	0	0	0	0	0	
	2 資 本 的 支 出 (G)	906	871	858	701	697	572	831	775	883	728	
	(1) 建 設 改 良 費	686	641	520	424	410	194	421	498	590	423	
	ウ ち 職 員 給 与 費	43	43	42	40	41	41	42	41	42	42	
	(2) 地 方 債 償 還 金 (H)	220	230	338	277	287	378	410	277	293	305	
	(3) 他 会 計 長 期 借 入 金 返 還 金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	(4) 他 会 計 へ の 繰 出 金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
(5) そ の 他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
3 収 支 差 引 (F)-(G) (I)	-5	-3	-13	-33	-169	-146	-146	-146	-146	-146		

(単位:百万円, %)

年 度	平成17年度 (計画前5年度) (決算)	平成18年度 (計画前4年度) (決算)	平成19年度 (計画前3年度) (決算)	平成20年度 (計画前々年度) (決算)	平成21年度 (計画前年度) (決算見込)	平成22年度 (計画初年度)	平成23年度 (計画第2年度)	平成24年度 (計画第3年度)	平成25年度 (計画第4年度)	平成26年度 (計画第5年度)
区 分										
収 支 再 差 引 (E)+(I) (J)	3	4	27	-14	-15	20	-6	-6	-6	-6
積 立 金 (K)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
前 年 度 か ら の 繰 越 金 (L)	11	14	18	45	31	6	6	6	6	6
前 年 度 繰 上 充 用 金 (M)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
形 式 収 支 (J)-(K)+(L)-(M) (N)	14	18	45	31	16	26	0	0	0	0
翌 年 度 へ 繰 り 越 す べ き 財 源 (O)	2	9	16	15	0	0	0	0	0	0
実 質 収 支										
黒 字 (P)	12	9	29	16	16	26	0	0	0	0
赤 字 (Q)										
赤 字 比 率 ($\frac{(Q)}{(B)-(C)} \times 100$)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
収 益 的 収 支 比 率 ($\frac{(A)}{(D)+(H)} \times 100$)	64.8%	64.9%	59.7%	61.9%	81.6%	73.6%	67.7%	80.5%	78.9%	77.9%
地方財政法施行令第20条第1項により算定した 資 金 の 不 足 額 (R)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
営 業 収 益 一 受 託 工 事 収 益 (B)-(C) (S)	328	343	356	368	388	387	386	387	388	399
地方財政法による資金不足の比率 (R)/(S) × 100	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
健全化法施行令第16条により算定した資金の不足額 (T)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
健全化法施行規則第6条に規定する解消可能資金不足額 (U)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
健全化法施行令第17条により算定した事業の規模 (V)										
健全化法第22条により算定した 資 金 不 足 比 率 (T)/(V) × 100	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
他 会 計 借 入 金 残 高 (W)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
企 業 債 現 在 高 (X)	6,573	6,613	6,626	6,494	6,487	6,289	6,241	6,217	6,211	6,101

(2) 他会計繰入金

(単位:百万円)

年 度	平成17年度 (計画前5年度) (決算)	平成18年度 (計画前4年度) (決算)	平成19年度 (計画前3年度) (決算)	平成20年度 (計画前々年度) (決算)	平成21年度 (計画前年度) (決算見込)	平成22年度 (計画初年度)	平成23年度 (計画第2年度)	平成24年度 (計画第3年度)	平成25年度 (計画第4年度)	平成26年度 (計画第5年度)
区 分										
収 益 的 収 支 分	76	85	99	65	216	220	194	191	198	198
うち基準内繰入金	43	44	99	65	67	68	70	71	72	74
うち基準外繰入金	33	41	0	0	149	152	124	120	126	124
資 本 的 収 支 分	283	277	245	287	146	160	181	192	209	222
うち基準内繰入金	83	75	69	62	72	40	40	40	40	40
うち基準外繰入金	200	202	176	225	74	120	141	152	169	182
合 計	359	362	344	352	362	380	375	383	407	420

(3) 経営指標等

(単位:%)

	平成17年度 (計画前5年度) (決算)	平成18年度 (計画前4年度) (決算)	平成19年度 (計画前3年度) (決算)	平成20年度 (計画前々年度) (決算)	平成21年度 (計画前年度) (決算見込)	平成22年度 (計画初年度)	平成23年度 (計画第2年度)	平成24年度 (計画第3年度)	平成25年度 (計画第4年度)	平成26年度 (計画第5年度)	
地方財政法による資金不足の比率 (%) (再掲)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	
料金回収率 [※] (%)	65.9%	63.1%	61.0%	59.1%	57.6%	59.0%	58.4%	64.3%	63.1%	64.2%	
資本費 (円又は%)	130	132	132	138	132	148	151	143	145	146	
総収支比率(法適用) (%)											
経常収支比率(法適用) (%)											
営業収支比率(法適用) (%)											
累積欠損金比率(法適用) (%) (再掲)											
収益的収支比率(法非適用) (%) (再掲)	64.8%	64.9%	59.7%	61.9%	81.6%	73.6%	67.7%	80.5%	78.9%	77.9%	
繰入金比率	収益的収入分 (%)	21.2%	23.5%	28.8%	18.5%	59.7%	57.9%	51.7%	49.9%	48.6%	47.1%
	うち基準内繰入金 (%)	56.6%	51.8%	100.0%	100.0%	31.0%	30.9%	36.1%	37.2%	36.4%	37.4%
	うち基準外繰入金 (%)	43.4%	48.2%	0.0%	0.0%	69.0%	69.1%	63.9%	62.8%	63.6%	62.6%
	資本的収入分 (%)	78.8%	76.5%	71.2%	81.5%	40.3%	42.1%	48.3%	50.1%	51.4%	52.9%
	うち基準内繰入金 (%)	29.3%	27.1%	28.2%	21.6%	49.3%	25.0%	22.1%	20.8%	19.1%	18.0%
	うち基準外繰入金 (%)	70.7%	72.9%	71.8%	78.4%	50.7%	75.0%	77.9%	79.2%	80.9%	82.0%

注1 上記の各指標の算出方法については、次のとおりであること。

(1) 地方財政法による資金不足の比率 (%)

ア 地方公営企業法適用企業の場合＝地方財政法施行令第19条第1項により算定した資金の不足額／(営業収益－受託工事収益)×100

イ 地方公営企業法非適用企業の場合＝地方財政法施行令第20条第1項により算定した資金の不足額／(営業収益－受託工事収益)×100

(2) 総収支比率 (%)＝総収益／総費用×100

(3) 経常収支比率 (%)＝経常収益／経常費用×100

(4) 営業収支比率 (%)＝(営業収益－受託工事収益)／(営業費用－受託工事費用)×100 (病院事業にあつては「営業収支比率」を「医業収支比率」と読み替えること。)

(5) 累積欠損金比率 (%)＝累積欠損金／(営業収益－受託工事収益)×100

(6) 収益的収支比率 (%)＝総収益／(総費用＋地方債償還金)×100

(7) 繰入金比率 (%)＝収益的収入に属する他会計繰入金 (又は資本的収入に属する他会計繰入金)／収益的収入 (又は資本的収入)×100

2 上記指標のうち「料金回収率」は、水道事業(簡易水道事業を含む)、工業用水道事業及び下水道事業(下水道事業にあつては使用料回収率)について記入すること。

(1) 水道事業、工業用水道事業に係る料金回収率の算出方法

・料金回収率 (%)＝供給単価^{※1}／給水原価^{※2}×100

※1 供給単価 (円/㎡)＝給水収益／年間総有収水量(工業用水道事業にあつては料金算定に係るもの)

※2 給水原価 (円/㎡)＝(経常費用－(受託工事費＋材料及び不用品売却原価＋附帯事業費＋基準内繰入金(水道事業のみ)))／年間総有収水量(工業用水道事業にあつては料金算定に係るもの)

但し、簡易水道事業については下記によるものとする。

ア 地方公営企業法適用企業の場合＝(経常費用－(受託工事費＋材料及び不用品売却原価＋附帯事業費＋基準内繰入金＋減価償却費)＋企業債償還金)／年間総有収水量

イ 地方公営企業法非適用企業の場合＝(総費用－(受託工事費＋基準内繰入金)＋地方債償還金)／年間総有収水量

(2) 下水道事業に係る使用料回収率の算出方法

・使用料回収率 (%)＝使用料収入[※]／汚水処理費[※]×100

※ 各年度の「使用料収入」及び「汚水処理費」については、「地方公営企業決算状況調査」で報告された(又は報告すべき)数値により算出した、特別会計単位の率を記入すること。当該率は

「V 繰上償還に伴う経営改革促進効果」の「2 年度別目標等」の「(4) 下水道事業」に記入される「使用料回収率」と一致するものであるため、留意すること。

3 上記指標のうち「資本費」は、要綱別表2に基づいて算出すること。

4 上記指標のうち(再掲)と記してあるものは、「(1) 収益的収支、資本的収支」において記入したものの再掲の意であり、当該表中から各年度に係る数値を転記すること。

(4) 収支見通し策定の前提条件

条件項目	収支見通し策定に当たっての考え方（前提条件）
1 料金設定の考え方、料金収入の見込み	<p>滝沢村の下水道料金体系は、「基本水量(10m³)付基本使用料 従量料金通増制」を採用してきたが、下水道使用形態の多様化、少量使用者の増加等使用実態や使用者構成の変化に対応し、公平な費用負担となるよう「基本水量」を5m³とし、平成22年7月検針分の料金から適用している。</p> <p>よって、今年度の料金収入は前年度より減額の見込であるが、整備事業により、有収水量や水洗化人口が増加傾向にある。また、住民とコンセンサスを図りながら、使用料金を平成26年度に5%前後に引き上げる計画である。</p>
2 他会計繰入金の見込み	計画初年度と横ばいで推移。
3 大規模投資の有無、資産売却等による収入の見込み	計画初年度と同規模の整備事業を実施予定。
4 その他収支見通し策定に当たって前提としたもの	

注1 収支見通しを策定するに当たって、前提として用いた各種仮定（前提条件）について、各区分に従い、それぞれその具体的な考え方を記入すること。

① 料金設定の考え方、料金収入の見込み

現在の料金設定の考え方（設定方法等）や、料金水準に対する考え方（類似団体等との比較）、今後の料金収入の見込みとその根拠（有収水量や利用者数の推移等）等について記入すること。

② 他会計繰入金の見込み

他会計からの負担金、補助金、出資等の対象、規模、推移等について、どのように条件設定したのか分かるよう記入すること。

③ 大規模投資の有無、資産売却等による収入の見込み

大規模な建設改良事業の実施予定の有無、事業費規模や実施時期及びその際の財源等、また、資産の売却時期や額等について、内容がわかるように記入すること。

④ その他収支見通し策定に当たって前提としたもの

収支見通し策定に当たって設定した料金設定、他会計繰入金、大規模投資・資産売却以外の前提条件を設定している場合には、その内容を具体的に記入すること。

2 病院事業にあっては、「料金設定の考え方」については記入不要であること（「料金収入の見込み」については要記入のこと）。

3 必要に応じて行を追加して記入すること。

IV 経営健全化に関する施策

項 目	IIの課題番号	具 体 的 内 容
1 経常経費の見直し		
○ 定員管理		<p>「滝沢村集中改革プラン」による。 (職員全体の総数については「滝沢村職員定数管理計画」の範囲で推移している。) 平成22年度から、(管理に係る)職員が1人減となった。</p>
○ 給与のあり方		
◇ 給与構造の見直し、地域手当等のあり方		<p>給料表や手当は村長部局の職員と同一内容であり、人事院勧告に基づき給与構造の見直しを実施していく。</p>
◇ 技能労務職員に相当する職種に従事する職員等の給与のあり方		<p>村長部局では、国家公務員の給与体系による。 退職補充しないこととし将来的には外部委託で行う。 下水道事業特別会計について、技能労務職員はいない。</p>
◇ 退職時特昇等退職手当のあり方		<p>村長部局の職員と同一内容であり、村長部局では早期退職を奨励し人事の活性化を図るため、早期退職者には最大12号級の昇給を実施しているが、今後廃止を含めた見直しを検討する。</p>
◇ 福利厚生事業のあり方		<ul style="list-style-type: none"> ・下水道事業特別会計単独の福利厚生事業は行っていない。 ・職員の健康保険は、岩手県市町村職員共済組合に対する負担を村長部局と同率で行っている。
○ 維持管理費等の縮減その他経営効率化に向けた取組	①、②、③	<p>処理区域人口の増加に伴う、水洗化率・収納率を維持する。 維持管理費を低減化するため、管渠の「長寿命化計画の策定」など施設の延命化を図る。</p>
○ 指定管理者制度の活用等民間委託の推進やPFIの活用		

IV 経営健全化に関する施策（つづき）

項 目	IIの課題番号	具 体 的 内 容
2 コスト等に見合った適正な料金水準への引上げ、売却可能資産の処分等による歳入の確保		
○ 料金水準が著しく低い団体にあつては、コスト等に見合った適正な料金水準への引き上げに向けた取組	④	現在、20㎡当たり2,310円であるため、内部及び住民とコンセンサスを図りながら、使用料金を平成26年度に5%前後に引き上げる計画である。
3 経営健全化や財務状況に関する情報公開の推進と行政評価の導入		
○ 経営健全化や財務状況に関する情報公開		当該計画が国等に認められた後、予算計上を12月(又は3月)議会に提案する時点において議会に説明し、予算の議決後において、住民には滝沢村ホームページ等により公表する。 また、財務状況については、村の広報やホームページで情報を公開している。
○ 行政評価の導入		
4 その他		

注1 上記区分に応じ、「II 財務状況の分析」の「経営課題」に掲げた各課題に対応する施策を具体的に記入すること。その際、どの課題に対応する施策かが明らかとなるよう、IIに付した課題番号を「IIの課題番号」欄に記入すること。

2 今後行う経営改革の取組の内容について記載すること。なお、平成19年度から平成21年度までの間に公的資金補償金免除繰上償還措置の承認を受けている公営企業については、更なる経営改革の取組の内容が分かるように記載すること。ただし、新規に計画を策定する公営企業については、計画前5年間に取り組んできた経営改革に関する施策についても記入すること。

3 本表各項目に記入した各種施策のうち、当該取組の効果として改善効果額の算出が可能な項目については、「V 繰上償還に伴う経営改革効果」の「年度別目標」にその改善効果額を記入すること。なお、当該改善効果額が計画前年度との比較により算出できない項目（資産売却収入・工事コスト縮減等）については、当該改善効果額の算出方法も併せて各欄に記入すること。

4 繰越欠損金や不良債務、資金不足額等がない場合等、事業の経営状態が良好な場合又は必ずしも悪いとはいえない状態の場合であっても、事業経営を良好な状態に維持するため又は更なる経営効率化のために講じることとしている費用削減施策・収入確保施策等があれば、当該施策を記入すること。

5 必要に応じて行を追加して記入すること。

V 繰上償還に伴う経営改革促進効果

1 主な課題と取組み及び目標

課題	取組み及び目標
1 経常経費の見直し	
2 経営効率化や料金適正化による繰越欠損金の解消等	繰越欠損金等なし 現在、下水道使用料は20㎡当たり2,310円であるため、平成26年度に5%前後の使用料金を引き上げる計画である。 (増収見込額：374(前年度収入額)×1.05(値上率)×98%(節水等による減)-375(値上げしない場合の見込値)≒10【百万円】)
3 一般会計等からの基準外繰出しの解消等	
4 その他	整備事業実施に伴い処理区域内人口の増加により水洗化率の低下が懸念される。 よって、今後一層の水洗化率の向上を図るため、ホームページでの啓蒙及び未水洗化世帯への督促等実施する。(課題①) 下水道施設について、大規模補修等多額の経費がかからないように点検を実施するとともに部分補修を実施する。(課題②) 継続して収納率を維持するため、個別状況の調査及び督促状の発行、自宅訪問等を実施する。(課題③)

注1 上記各項目には、IIで採り上げた経営課題に対応する取組としてIVに掲げた経営健全化に関する施策のうち、それぞれ各項目に該当するものについて、その対応関係が分かるように記入すること。

なお、地方公共団体の財政の健全化に関する法律(平成19年法律第94号)(以下、「財政健全化法」という。)に規定する「財政健全化計画」、「財政再生計画」又は「経営健全化計画」を定めていることから、地方財政法施行令附則第6条第3項の規定により、これらの計画を「公営企業経営健全化計画」とみなす場合には、各計画における施策のうち、それぞれの各項目に該当するものについて、その対応関係が分かるように記入すること。

2 各項目への記入に当たっては、IVに掲げた施策又は健全化法に基づく計画に掲げた方策をそのまま転記せず、ポイントを簡潔にまとめた形で記入すること。

3 必要に応じて行を追加して記入すること。

V 繰上償還に伴う経営改革促進効果 (つづき)

2 年度別目標等

(4) 下水道事業【延長計画策定団体】

区分	課題	目標又は実績	平成18年度 (当初計画前年度)	平成19年度 (当初計画初年度)	平成20年度 (当初計画第2年度)	平成21年度 (当初計画第3年度) (延長計画前年度)	平成22年度 (当初計画第4年度) (延長計画初年度)	平成23年度 (当初計画第5年度) (延長計画2年度)	当初計画合計	平成24年度 (延長計画3年度)	平成25年度 (延長計画4年度)	平成26年度 (延長計画5年度)	延長計画合計
収入の確保	①	処理区域内人口(人)	25,328	25,828	26,228	26,528	26,728	26,828		29,267	29,300	29,340	
		A 増減		500	400	300	200	100	1,500	2,439	33	40	2,512
		水洗便所設置済人口(人)	22,469	22,935	23,317	23,610	23,815	23,931		25,841	25,910	25,960	
		B 増減		466	382	293	205	116	1,462	1,910	69	50	2,029
	②	水洗化率(%)	88.7%	88.8%	88.9%	89.0%	89.1%	89.2%		88.3%	88.4%	88.5%	
		C 増減		0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	0.5%	-0.9%	0.1%	0.1%	-0.7%
	③	有収水量(m ³)	2,385,305	2,422,585	2,453,145	2,476,585	2,492,985	2,502,265		2,743,505	2,800,000	2,850,000	
		D 増減		37,280	30,560	23,440	16,400	9,280	116,960	241,240	56,495	50,000	347,735
	④	使用料単価(円/m ³) (使用料収入/有収水量)	137	136	136	136	135	135		135	135	140	
		E 増減		-1	0	0	-1	0	-2	0	0	5	5
	⑤	料金改定率(%) (料金改定実施年度に記入)										5%	
		F 増減											
	⑥	収納率(%)	99.6%	99.4%	99.4%	99.4%	99.4%	99.4%		99.4%	99.4%	99.4%	
		G 増減		-0.2%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	-0.2%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
経営の効率化	⑦	管理運営費(千円)	635,701	659,000	684,000	701,000	689,000	695,000		701,000	725,000	748,000	
		I 増減		23,299	25,000	17,000	-12,000	6,000	59,299	6,000	24,000	23,000	53,000
	⑧	処理区域内人口1人当たりの管理運営費(千円) (I/A)	25	26	26	26	26	26		24	25	25	
		J 増減		1	0	0	0	0	1	-2	1	0	-1
	⑨	汚水処理原価(円/m ³) (汚水処理経費/有収水量)	217	223	230	236	229	231		210	214	218	
		K 増減		6	7	6	-7	2	14	-21	4	4	-13
	⑩	汚水処理原価(維持管理費)(円/m ³) (汚水処理経費(維持管理費)/有収水量)	86	85	87	88	90	93		73	74	75	
		L 増減		-1	2	1	2	3	7	-20	1	1	-18
	⑪	使用料回収率(%) $(E/K \times 100)$	63.1%	61.0%	59.1%	57.6%	59.0%	58.4%		64.3%	63.1%	64.2%	
		M 増減		0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%					
⑫	累積欠損金比率(%) (実績値)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%						
	当初計画の目標値									0.0%	0.0%	0.0%	
⑬	企業債現在高(百万円)	6,613	6,682	6,640	6,607	6,565	6,445						
	当初計画の目標値		6,626	6,494	6,487	6,565	6,445		6,217	6,211	6,101		
当初計画に計上した施策に係る改善効果額	収入の確保	使用料収入	328	331	334	336	337	337					
		改善効果額		3	6	8	9	9	35				
		①有収水量の増加		3	6	8	9	9	35				
		②使用料の適正化											
	③収納率の向上												
	④()												
	改善効果額												
	経営の効率化	管理運営費	636	659	684	701	689	695					
		うち職員給与と費中の退職手当を除いたもの	70	68	70	70	63	64					
		改善効果額		2	0	0	7	6	15				
		⑤職員給与と費の適正化		2	0	0	7	6	15				
		維持管理費(上記以外)の適正化											
()													
⑥(組織の見直し)													
改善効果額		4	4	4	4	4	20						
当初計画改善効果額 合計									70				
<参考>当初計画補償金免除額(旧資金運用部資金)									13				

(4) 下水道事業【延長計画策定団体】(つづき)

延長計画に計上した施策に係る改善効果額	収入の確保	使用料収入				373	372	372		373	374	385			
		改善効果額						35	35		36	37	48	191	
		①有収水量の増加							35	35		36	37	38	
		②使用料の適正化												10	
	③収納率の向上														
	その他④()														
	改善効果額														
	経営の効率化	管理運営費													
		うち職員給与費中の退職手当を除いたもの													
		改善効果額													
⑤職員給与費の適正化															
維持管理費(上記以外)の適正化															
その他⑥()															
改善効果額															

注1 計画前年度において使用料単価150円/㎡(20㎡当たり3,000円)未満(処理原価が150円/㎡未満の場合は処理原価未満)の事業にあっては、下記に使用料適正化の考え方を記入し、当該適正化による増収額を②に記入すること。

- 「収入の確保」その他④の例:未利用地の売却、資産の有効利用(用地等の貸付)、再生水の販売収入など(記入単位は百万円とするが、会計規模により千円単位でも可とする。)
- 「経営の効率化」その他⑥の例:建設コストの縮減(上下水共同施工の実施、工法の見直し・技術開発の促進など。建設改良費の抑制は除く。)、電気・機械設備等の計画的修繕による長寿命化など(記入単位は百万円とするが、会計規模により千円単位でも可とする。)
- 「延長計画に計上した施策に係る改善効果額」欄には、「当初計画に計上した施策に係る改善効果額」を含めないこと。
- 「目標又は実績」の各数値を記入する場合は、以下を参考にされたい。

【平成21年度地方公営企業決算状況調査】

- ・処理区域内人口……………10表01行11列
- ・水洗便所設置済人口……………10表01行12列
- ・有収水量……………10表01行52列
- ・管理運営費……………32表02行05列
- ・汚水処理原価……………(32表02行06列)÷(有収水量)
- ・汚水処理原価(維持管理費)……(32表01行44列)÷(有収水量)
- ・使用料収入
法適用事業 = 20表01行03列
法非適用事業 = 26表01行03列
- ・うち職員給与費中の退職手当を除いたもの
法適用事業 = (21表01行06列)+(23表01行18列)-(21表01行44列)
法非適用事業 = (26表01行14列)+(26表01行35列)-(26表02行14列)

6 「普通会計における改善効果額のうち下水道事業会計に加算する額 C」欄については、当該会計における経営改革の改善効果額が当該会計に係る旧資金運用部資金の補償金免除額に達しない場合に記入すること(ただし、加算できる改善効果額は、普通会計に係る旧資金運用部資金の補償金免除額を上回る場合に限る。)

(収入の確保及び経営の効率化に向けた取組みについて)
○ 使用料適正化の考え方:現在、20㎡当たり2,310円であるため、内部及び住民とコンセンサスを図りながら、使用料金を平成26年度に5%前後に引き上げる計画である。
○ 民間委託の取組状況
○ その他に記入された項目に関する取組等

延長計画改善効果額 合計 A	191
延長期間が2年以下の場合に加算する改善効果額 B	0
普通会計における改善効果額のうち下水道事業会計に加算する額 C	0
A + B + C	191
<参考>延長計画補償金免除額(旧資金運用部資金)	43